美幌町下水道事業経営戦略

団　体　名:北海道　網走郡　美幌町

事　業　名：公共下水道事業

策　定　日　：　平成　29　年　3　月

計　画　期　間　：　平成　29　年度　～　平成　38　年度

1．事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供用開始年度 （供用開始後年数）	昭和５６年度（３５年）	法適（全部適用・一部適用） 非適の区分	非適用
処理区域内人口密度	29.3（人／ha）	流域下水道等への 接続の有無	無し
処理区数	1区（美幌処理区）		
処理場数	1箇所（美幌下水終末処理場）		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	—		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料　8㎥まで：1，400円 超過使用料　1㎥につき：230円 （この金額に消費税8%を加算する）					
業務用使用料体系の 概要・考え方	公衆浴場用 基本使用料　100㎥まで：3，700円 超過使用料　1㎥につき：45円 （この金額に消費税8%を加算する）					
その他の使用料体系の 概要・考え方	—					
条例上の使用料*2 （２０㎥あたり） ※過去３年度分を記載	平成25年度	4,368	円	実質的な使用料*3 （２０㎥あたり） ※過去３年度分を記載	平成25年度	4,435 円
	平成26年度	4,492	円		平成26年度	4,472 円
	平成27年度	4,492	円		平成27年度	4,559 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎥あたりの使用料をいう。
*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎥を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

③ 組 織

職 員 数	13人（下水道事業に係る職員4人）
事 業 運 営 組 織	美幌町建設水道部建設グループ

（2）民 間 活 力 の 活 用 等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 （包括的民間委託を含む）	現在、処理場の運転維持管理については仕様書発注方式で民間事業者に委託しております。 今後、民間事業者の創意工夫を活かし、維持管理業務の更なる効率化を図るため、性能発注方式を適用した包括的民間委託導入を検討してまいります。
	イ 指定管理者制度	現在の民間委託を継続しつつ、今後は包括的民間委託導入を検討していく予定であるため、指定管理者制度導入については未検討であります。
	ウ PPP・PFI	現在の民間委託を継続しつつ、今後は包括的民間委託導入を検討していく予定であるため、PPP・PFI(※)については未検討であります。
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 （下水熱・下水汚泥・発電等） *4	本町の処理場では、汚水処理のフローに消化プロセスがあり、消化の際に発生する消化ガスをボイラー用燃料として利用し、消化タンクの加温や暖房に活用しております。
	イ 土地・施設等利用 （未利用土地・施設の活用等） *5	対象となる土地・施設がないことから未検討であります。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

※PPPとは公民が連携して公共サービスを提供する仕組みであり、PFIは民間の資金・ノウハウを活用するなどPPPの代表的な手法の1つであります。

（3）経営比較分析表を活用した現状分析 ： 別 紙 の と お り

※直近の経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について）（公営企業三課室長通知）」による経営比較分析表）を添付すること。

平成27年度に策定・公表しました、平成26年度決算「経営比較分析表」を添付しております。 この経営比較分析表は経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。

2. 経営の基本方針

これまでの建設投資に伴う公債費（元利償還費）の大きな負担や、処理場・管渠の経年劣化による維持管理費の増加傾向から、厳しい経営状況を強いられておりますが、限られた財源の中、適正な事業計画と財政計画を基に経営基盤の強化を図ります。
これまで同様に民間委託の活用により、民間業者の創意工夫を生かし、効率化を図ります。
また、財源確保のため、使用料の収納率向上に努めるとともに、国の補助金や企業債の資金を的確に調達してまいります。

3. 投資・財政計画（収支計画）

（1） 投資・財政計画（収支計画）：別 紙 の と お り

※ 赤字がある場合には（3）において、その解消方法が示されていることが必要

（2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

○処理場
補助事業として平成25年度から着手している処理場水処理施設の機械・電気設備更新工事が平成29年度に竣工予定であります。また、平成30年度から約3年かけて処理場汚泥処理施設の設備更新に係る調査を実施し、調査結果に基づき、必要な更新工事を進めてまいります。

○管渠
平成29年度に管渠更新実施設計委託を予定しており、それに基づき、平成30年度から平成32年度にかけて管渠更新工事に着手する予定であります。

○その他
単独事業として、公共汚水桝設置工事を申請により実施してまいります。

② 収支計画のうち財源についての説明

建設改良費の財源として、国庫補助金及び下水道事業債、過疎対策事業債の発行を計画しております。
また、近年増加傾向にある、一般会計からの繰入金を減少させるため、使用料の見直しを検討するとともに資本費平準化債（※）の発行を計画しております。

※資本費平準化債とは下水道事業債の元金償還期間（約30年）が下水道処理施設の減価償却期間（約44年）より短いため生じる資金不足額に対して発行が認められる起債であります。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○職員給与費
現在、事務職3名、技術職1名の職員給与費を負担しており、人員増に伴うこれ以上の職員給与費の負担は困難な状況にあります。
平成29年度以降については、平成28年度を基に算出しております。

○動力費
過去の実績を基に算定しております。

○修繕費
処理場、管渠ともに供用から約40年が経過し、経年劣化が進んでいることから、修繕費は増加傾向を見込んでおります。

○委託費
過去の実績を基に算出しております。

（3）投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

（1）において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

＊（1）において黒字の場合においても、投資・財政計画（収支計画）に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

＊ 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	―
投資の平準化に関する事項	補助事業による建設改良工事は処理場水処理施設機械・電気設備更新工事終了後、平成30年度から汚泥処理施設の調査を経て更新工事に着手予定です。 管渠についても平成30年度から更新工事に着手予定であります。 補助事業については、国の動向を注視しながら進めてまいります。
民間活力の活用に関する事項 （PPP/PFIなど）	―
その他の取組	―

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	人口減少に起因し、使用料収入は伸び悩んでいる状況にあります。今後、定期的な見直しを行うとともに、財政状況及び経済情勢を反映し、経営健全化に必要な改定を行っていきます。
資産活用による収入増加 の取組について	―
その他の取組	建設改良工事に当たっては、国の補助金を活用し、利率や償還条件が有利な起債を発行するなど適切な財源確保に努めてまいります。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 （包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）	現在の民間委託を継続しつつ、性能発注方式を適用した包括的民間委託導入を検討し、民間事業者の創意工夫を活かした、維持管理業務の更なる効率化を図ってまいります。
職員給与費に関する事項	現在、事務職3名、技術職1名の職員給与費を負担しており、人員増に伴うこれ以上の職員給与費の負担は困難な状況にあります。
動力費に関する事項	平成25年度から実施している処理場水処理施設機械・電気設備更新工事により、省エネ化を図っております。
薬品費に関する事項	―
修繕費に関する事項	毎年度、修繕計画を立て、その計画に基づき修繕を実施するため、財源の確保に努めてまいります。
委託費に関する事項	―
その他の取組	―

4．経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、進捗管理を行い、定期的な見直しを行うことにより、PDCAサイクル（※）を効果的に回して、本経営戦略の事後検証、更新を行ってまいります。

※PDCAサイクルとは管理業務を円滑に進める手法の1つであり、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことにより業務を継続的に改善することが可能となる仕組みであります。